

【資料2】

平成30年1月15日

平成29年度第2回新宿区障害福祉サービス事業者等集団指導資料

「移動支援事業者に対する実地指導における指摘事例について」

添付資料

- 1 新宿区が実施した移動支援事業者に対する実地指導の主な指摘事例 (P2)
- 2 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(東京都福祉保健局作成)
(P3~P6)
- 3 東京消防庁広報資料(家具類の転倒・落下・移動防止対策)(P7~P9)
- 4 アセスメント資料(課題整理総括表)(厚生労働省作成)(P10)

新宿区が実施した移動支援事業者に対する実地指導の主な指摘事例

○運営管理

No.	指摘事項	指摘数
1	運営規程の記載内容が不十分。(通常の事業の実施地域、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項等) →別紙「ガイドライン(書式集)【資料1-2】」の「3 移動支援運営規程(参考書式1)」を参照	22
2	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の措置を講じていない又は不十分。(虐待防止責任者の未設置、内部研修の未実施、虐待防止マニュアルの未整備等) →(P3~6)「2 東京都福祉保健局作成資料」を参照	20
3	棚の転倒防止措置等を行っていない又は不十分。 →(P7~9)「3 東京消防庁広報資料」を参照。	20
4	運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等の掲示をしていない又は掲示が不十分。(利用料金の未掲示)	18
5	新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則第6条に定める事項に変更があったときに、速やかに新宿区長に届け出していない。(事業所の管理者の氏名、経歴及び住所・地域生活支援サービスの提供責任者の氏名、経歴及び住所・地域生活支援サービスに従事する者の勤務の体制及び勤務形態等) →別紙「ガイドライン(書式集)【資料1-2】」の「2 移動支援事業者登録申請書及び変更届書様式記載例(新宿区提出用)」を参照	17

○利用者支援

No.	指摘事項	指摘数
1	重要事項説明書の記載事項が不十分。 →別紙「ガイドライン(書式集)【資料1-2】」の「9 移動支援重要事項説明書(参考書式7)」を参照	22
2	利用契約書の記載事項が不十分。 →別紙「ガイドライン(書式集)【資料1-2】」の「10 移動支援利用契約書・契約書別紙(参考書式8-1、8-2)」を参照	22
3	利用者又はその家族に関する情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ていない又は不十分。(個人情報使用同意書等の未作成等) →別紙「ガイドライン(書式集)【資料1-2】」の「11 個人情報使用同意書(参考書式9)」を参照	15
4	移動支援計画等におけるアセスメントを行っていない又は不十分。 →(P10)「4 アセスメント資料(厚生労働省作成)」を参照	15
5	サービス提供記録において、提供日、内容その他必要な事項を記録していない又は不十分。(移動経路、移動目的等未記載) →別紙「ガイドライン(書式集)【資料1-2】」の「14 サービス提供記録(参考書式11)」を参照	14

注)上表2表は、平成29年度12月迄に新宿区が実施した移動支援サービス事業所(22か所)に係る新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則第10条の規定による実地指導において、新宿区が事業者に指摘をした事項のうち、主な5項目を掲載したものである。

各施設・事業所長 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部長
高原 俊幸
(公印省略)

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都は、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところではありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされています。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

また、別紙は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組みの実施にあたっては十分参考にさせていただきますよう合わせてお願いいたします。

記

- 1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について
 - (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
 - (2) 虐待防止委員会、虐待防止の責任者を設置する等の体制整備
 - (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

- 2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について
 - (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
 - (2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
 - (3) 事例検討

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講の必要性を考慮すること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

- 3 虐待を防止するための取組みについて
 - (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
 - (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
 - (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、通報先は児童相談所や少子社会対策部計画課等となります。

※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

5 事故等の報告について

事件・事故等の発生時には、障害者総合支援法に基づき、直ちに必要な措置を講じるとともに都に対して報告してください（平成29年4月3日付2.9福保障施第14号参照）。

6 参考資料

厚生労働省は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（「施設・事業所従業者向けマニュアル」）を平成29年3月に改訂いたしましたので、下記リンク先より是非とも御参照、御活用いただければと思います。

厚生労働省ホームページリンク先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/tunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助 (GH)・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児 (者) 通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

(別紙)

(1) 虐待防止のための体制の整備に際しては下記の点に留意すること。

- ① 利用者の意思及び人格を尊重した権利擁護の体制の確立
- ② 利用者の行動の背景にある障害特性と環境要因の分析と良質な支援の確保
- ③ やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きの明確化
- ④ 虐待の防止に関する施設の理念、ガイドライン等の策定
- ⑤ 管理者一元化を含む適切な運営体制の確立
- ⑥ 職員間のコミュニケーション円滑化に向けた取り組み
- ⑦ メンタルヘルスを含む労務管理の適正化
- ⑧ ボランティアを含む外部からの監督体制の整備
- ⑨ 虐待の防止、専門知識・支援技術の獲得及び向上を目的とする研修の充実化
- ⑩ 虐待や事故が発生した場合の報告体制の整備、報告手続のマニュアル化及び職員への周知

(2) 現場の支援員の人選

現場の支援員には、障害者福祉の知識と経験を有する者を配置すること。

(3) 外部アドバイザーの導入

法人経営及び支援に関する外部アドバイザーとして採用すること。

(4) オンブズマンの導入

法人に利害関係の無い者からオンブズマンを選任すること。



東京消防庁 2018年1月号

広 報 テ ー マ

毎月、季節やそのときどきで問題になる
防災にまつわる事柄をテーマにしてお届けします。

テーマ1 地震に備えよう

テーマ2 家具類の転倒・落下・移動防止対策

[家具類の転倒・落下・移動でどんな被害があるの？](#)

[どうやって家具転倒対策をしたらいいの？](#)

[家具転倒対策についてもっと知りたい](#)

テーマ3 首都東京を守る消防団

テーマ4 積雪や凍結路面に係る救急事故に注意！

テーマ5 文化財を火災などから守ろう

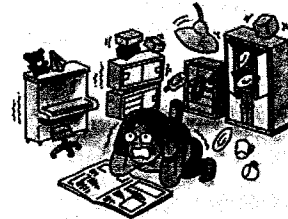
家具類の転倒・落下・移動防止対策

家具類の転倒・落下・移動防止対策

家具転倒対策していますか？

「家具転倒対策(かぐてんたいさく)」とは、地震の揺れでケガ等をしないために、家具や家電などを固定したり、落下防止措置をしたりする、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」の略称です。

家具転倒対策をしていないと、地震の時に家具類が転倒して、ケガや火災、避難障害など様々な危険につながる可能性が高くなります。



家具類の転倒・落下・移動でどんな被害があるの？

●ケガ

平成28年熊本地震をはじめ、近年発生した地震でケガをした原因を調べると、約30%~50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした(図1参照)。

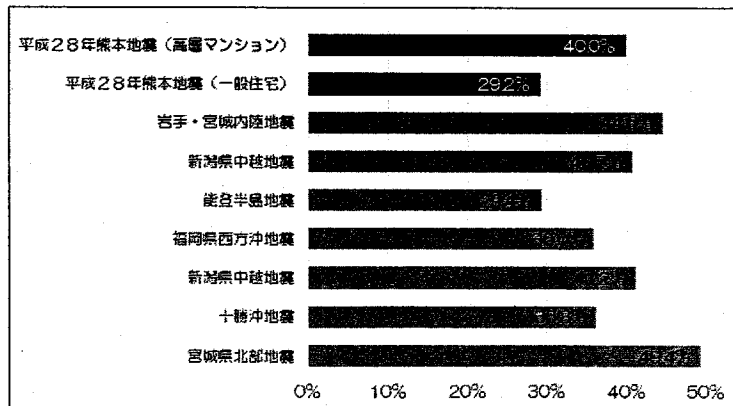


図1 家具類の転倒・落下・移動が原因のケガ人の割合

熊本地震におけるケガ人のなかには、家具類が転倒し、直接当たって受傷した方や、棚から落下したものが割れて受傷した方、倒れた家具を起こす際に受傷した方などがいました。地震時だけでなく、被災後の後片付けの時に受傷しないためにも家具転倒対策は重要です。

●火災

地震が起こると、家具類の転倒・落下・移動によって火災が発生することがあります。ストーブや水槽ヒーターなど、熱を発生する器具に家具類が転倒等をした場合だけでなくストーブ等に家具類の収容物(本棚の本など)が落下することでも、火災が発生する危険があります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都内で32件の火災が発生しましたが、その多くが家具類の転倒・落下・移動によるものでした。また、東京都防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、都内で最大約800件もの火災が発生すると想定されています。

平成27年4月の第21期火災予防審議会(地震対策部会)報告書によると「地震火災による人的被害の軽減対策」として、家具転倒対策が地震時の出火防止としても有効であり、火災による死者数の減少に大きく寄与することが示されました。火災による被害を減らすためにも、家具転倒対策は絶対に欠かせません。



東日本大震災での出火例

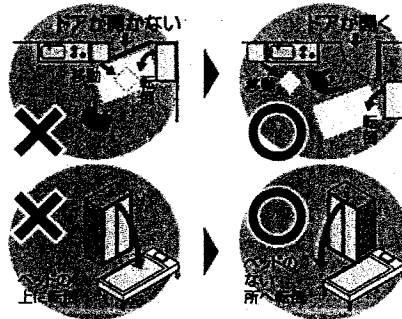
- 本棚が倒れ、本が電気ストーブに落下し出火
- 電気スタンドが倒れ、布団に接触し出火
- 落下物が、家電製品のスイッチに接触し、スイッチが入ることにより出火

●避難障害

出入口付近に家具転倒対策を実施していない家具を配置してしまうと、地震により、転倒した家具が扉や窓を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。

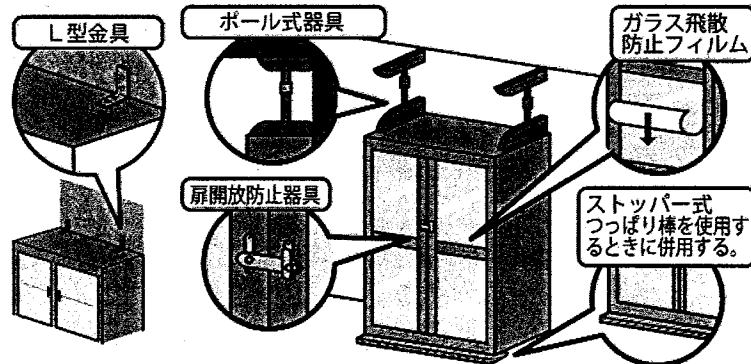
首都直下地震等の大規模地震が発生した場合、こうして室内に閉じ込められてしまうと、そのまま長時間救出されない可能性があります。避難できない状況で、自宅や、近隣の住宅等で火災が発生すると、火災に巻き込まれる可能性が高く、非常に危険です。

避難障害を起こさないためには、出入口や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫したりする家具等のレイアウトも非常に大切です。



どうやって家具転倒対策をしたらいいの？

L型金具などを使用し、家具と壁をネジ留めする方法が、最も効果の高い方法ですが、壁に穴を空けられない場合には、ネジ留めが不要な対策器具を組み合わせて固定する方法もあります。例えば、本棚などの場合は、ポール式とストッパー式(もしくはマット式)を組み合わせて設置することでL型金具と同等の効果が得られます。



このほかにも、大きなホームセンターなどには、穴を空けたりすることなく設置し、固定できる器具も多く販売されています。ただし、熊本地震では、マット式による固定で転倒等が多く発生しました。テレビや電子レンジなどを固定する場合には有効ですが、タンスや本棚等の重量物の固定の場合には転倒等の恐れがあります。

対策を行う家具の形状や重さに合った器具を選び、器具の効果が十分に発揮できるよう、正しく設置することが重要です。

家具転倒対策についてもっと知りたい

詳しい実施方法を知りたい方は、東京消防庁ホームページ「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」をご覧ください。



家具類の転倒・落下・移動
防止対策ハンドブック

(内容 1 ページ抜粋)

◎ ボール式器具・ストッパー式器具の取付け方法
 壁や天井、天井との間隔のない場合、天井との間隔、ボールを壁や天井に固定する方法は、図に示す通りです。

Point

- ボール式器具は、家具の両側の側板部の側面に設置します。
- ボール式器具はできるだけ奥に取付けます。
- ボール式器具を取付ける時は天井に十分な強度（マンションのコンクリート天井など）があることを確認します。
- 天井に強度がない場合には、天井側に家具の幅以上の板で補強し、更にボール式と当て板をネジで固定すると効果が高くなります。
- ボール式器具は奥行きのない家具、天井との間隔が大きい場合には不向きです。
- ストッパー式器具は家具の幅から幅まで敷きます。

※ ストッパー式やマット式の単独使用は、大きな家具の場合は一般的に適しません。

(2) 課題整理総括表の様式

課題整理総括表

利用者名 _____ 作成日 _____

自立した日常生活の 阻害要因 (心身の状態、環境等)	②		③		利用者及び家族の 生活に対する意向	見直し ※5	生活全般の解決すべき課題 (二～六)【案】	※6
	①	④	⑤	⑥				
状況の專案 ※1	現在 ※2	要因 ※3	改善/維持の可能性 ※4	備考(支援・支援内容等)				
移動	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
室内移動	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
屋外移動	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
食事	食事摂取 (支援なし 支援あり)		改善 維持 悪化					
食事摂取	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
調理	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
排泄	排泄・排便 (支援なし 支援あり)		改善 維持 悪化					
排泄	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
排泄動作	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
口腔	口腔衛生 (支援なし 支援あり)		改善 維持 悪化					
口腔	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
口腔ケア	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
服薬	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
入浴	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
更衣	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
着脱	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
洗濯	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
洗濯	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
整理・物品の管理	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
金銭管理	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
買物	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
買物	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
コミュニケーション能力	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
認知	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
認知	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
社会との関わり	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
形骸・皮膚の問題	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
行動・心理症状(BPSD)	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
介護力(家族関係含む)	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
居住環境	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					

※1 本表は厚生労働省で定めた「自立した日常生活の阻害要因」に基づき、利用者本人や家族が認識している阻害要因を記入する。阻害要因は、自立した日常生活の阻害要因として、心身の状態、環境等から選定し、該当する阻害要因は複数記入する。(複数の阻害要因を記入可)

※2 現在の状況(自立・見守り・一部介助・全介助)は、その時点での状態を記入する。改善/維持/悪化の可能性がある場合は、改善/維持/悪化の可能性がある状態を記入する。(複数の状態を記入可)

※3 要因は、自立した日常生活の阻害要因として、心身の状態、環境等から選定し、該当する阻害要因は複数記入する。(複数の阻害要因を記入可)

※4 今回の課題整理期間における改善/維持/悪化の可能性については、介護支援専門員の見解に基づき記入する。

※5 「見直し」は、介護/家族/地域の可能性を考慮し、原因を特定するための原因調査と、それが実施されることによって達成される見込みの改善/維持/悪化を記入する。

※6 本計画期間における課題解決の進捗状況を記入。ただし、解決が多数ある場合は計画期間に限り上げることや課題の重複は認めない。